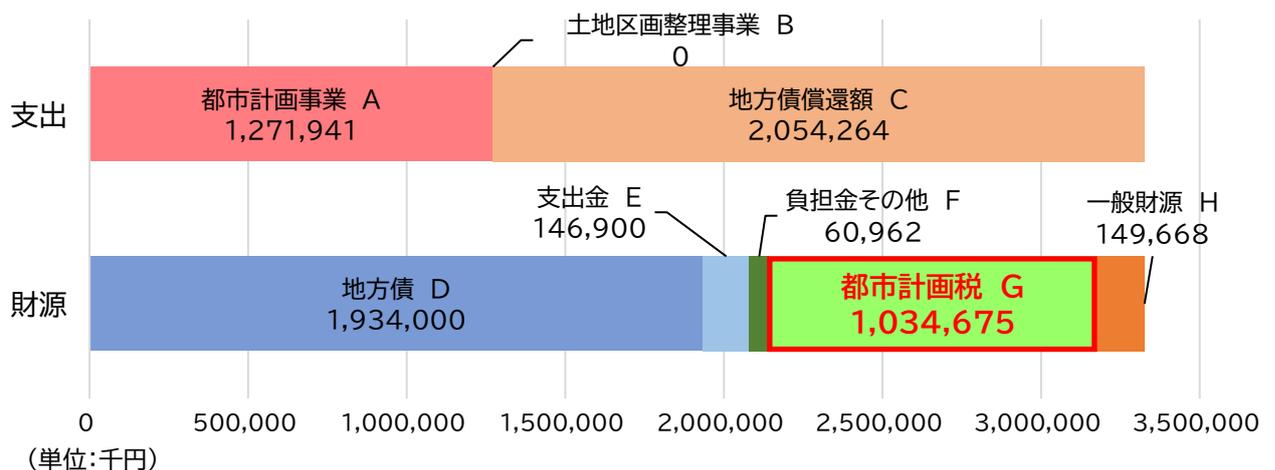


## ○ 令和6年度 都市計画税の用途について

都市計画税は、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行う都市計画事業等に要する費用に充てることを目的とした地方税です。  
令和6年度の都市計画事業等の決算状況は、次のとおりです。

(単位:千円)

区分		令和6年度決算額
支出	都市計画事業 A	1,271,941
	街路	0
	公園	0
	下水道	1,271,941
	その他	0
	市街地開発事業	0
	土地区画整理事業 B	0
	地方債償還額 C	2,054,264
	元金	1,775,232
	土地地区画整理事業	103,711
利子	173,663	
都市計画事業	1,658	
土地地区画整理事業	1,658	
合計		3,326,205
財源	地方債 D	1,934,000
	支出金 E	146,900
	負担金その他 F	60,962
	<b>都市計画税 G</b>	<b>1,034,675</b>
	一般財源 (A+B+C)-(D+E+F+G) H	149,668
	合計	3,326,205



### 【都市計画税を充当した主な事業】

#### 都市計画事業 A

- ・下水道管布設工事
- ・汚水ポンプ場改良工事
- ・古利根川流域下水道建設負担金